環境建設委員会記録

- 1 日 時 平成30年12月17日(月) 午前 9時59分 開会 午前11時31分 閉会
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員

委員長 篠 原 茂 副委員長 伊 藤 謙 司 委 員 米 谷 和 之 委 員 佐々木 文 義 委 員 岡 崎 溥 委 員 仙 波 憲 一

4 欠席委員

なし

- 5 説明のため出席した者
 - 市長 石川勝行 • 環境部 長 小山京次 総括次長(環境保全課長) 高岸秀明 次長 (下水道建設課長) 秋 月 下水道管理課長 剛 高 橋 司 近藤民雄 環境保全課主幹 石 井 公 博 下水道管理課技幹 • 建設部 高須賀 健 二 部 長 赤尾恭平 総括次長 (建築住宅課長) 次長(都市計画課長) 庄 司 誠 一 技術監 豊 太田 道路課長 三谷公昭 神 野 幸 都市計画課技幹 彦 道路課技幹 嶋武彦 鳥 建築指導課主幹 曽我部 浩 樹 ・水道局 局 長 園部省二 次長 (水道総務課長) 三沢清人 小野隆典 次長 (工務課長) 丹下輝彦 水源管理課 水源管理課主幹 村 尾 裕 •港務局事務局 事務局長 黒 下 敏 男 企画部技術監 西田光昭 港湾課長 村上光昭
- 6 議会事務局職員出席者

議事課長 飯 尾 誠 二 議事課係長 和 田 雄 介

- 7 本日の会議に付した事件 別紙付託案件表のとおり
- 8 会議の概要

開会 午前 9時59分

◎港務局関係

□議案第93号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算(第3号)

○村上港湾課長:<説明>

<質 疑>

- ●伊藤謙司副委員長:説明の中で、マリンパークの休憩施設の屋根の破損箇所の修繕とあったが、キャンプ場の屋根のことか。
- ○村上港湾課長:人工海浜の背後地にある休憩所の屋根の部分が暴風にあおられて破損したので、それを復旧するという内容である。
- ●伊藤謙司副委員長:施設的にもたいぶたって老朽化しており、全体的な見直し等を考えているのか。
- ○村上港湾課長:何十年も経過し、老朽化も進んでいるが、全部が傷んでいるわけではないので、アセットマネジメントの考え方を取り入れながら、その都度調査を行い、優先順位の高いものから改修等を行っている。

*後刻一括採決

休憩 午前10時05分 再開 午前10時06分

□議案第90号 新居浜市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

○高岸環境部総括次長(環境保全課長): <説明>

- ●仙波委員:今回は平尾墓園の墓所の管理料についてのことだが、元の条例は、平尾墓園とはないが、それについてどうか。
- ○高岸環境部総括次長(環境保全課長):第1条で、墓園は平尾墓園と規定している。
- ●仙波委員:条例に墓園と墓所とあるが、違いは。
- 〇高岸環境部総括次長(環境保全課長):条例中、墓地というのは、真光寺墓地、黒岩墓地、土ヶ谷墓地のことであり、平尾墓園については、墓園と定義し、それらの使用区画をまとめて墓所としている。

- ●佐々木委員:条例が改正され、これからは管理料がいるということをどのように通知するのか。最初のときに払っているので、ずっと管理してもらえるという認識が強く、急に管理料がいるとなったら、利用者は戸惑うんじゃないかと思うが、どのように利用者に説明するのか。
- ○高岸環境部総括次長(環境保全課長):現在、総区画数3,776のうち、約2,800名の方が再徴収の対象となっている。再徴収の対象となっている方を含め、判明している承継者、使用者全員に、来年の2月くらいに、20年以上たっている方は4月1日を基準日に、20年たっていない方は、20年たった後に徴収を行う旨の通知を送る予定である。
- ●佐々木委員:平尾墓園において、使用者の調査はどういう形で行われたのか。
- ○高岸環境部総括次長(環境保全課長): 平尾墓園については、調査当初、約2,100件は住民票等で確認でき、使用者が不明なもの約1,600件あり、平成26年に使用者調査を開始した。使用者の住所がわからないときには、彼岸時等に併せて、墓所に置き手紙をしたりして、毎年進めてきた。平成30年9月末で、不明が60件ある。その60件については、縁故者が見つからない、親族間でもめている、承継の手続きに応じてくれない等の理由があり、再調査を進めている段階である。また、戸籍の附票で住所票を調べ、追跡調査を行い、解決に至った例もある。
- ●米谷委員:今、不明が60件あるということだが、今後も所有者の不明な墓が出てくる可能性はある。例えば、書類を出して、5、10年返事がなければ、取り消しをする。その場合は、住所又は居所が不明であるとするといった判断基準は必要ではないのか。
- ○高岸環境部総括次長(環境保全課長): そのためにも、この条例の改正案で、無縁墓所についての規定をしている。使用者調査によって無縁と思われる墓については、使用権の消滅で対処していくつもりである。
- ●米谷委員:第17条第4項を追加して対応するということか。
- ○高岸環境部総括次長(環境保全課長):そうである。
- ●米谷委員:どういう場合に住所又は居所が不明と判断するのか。基準はいらないのか。
- 〇高岸環境部総括次長(環境保全課長):第16条に1項追加して、管理料を滞納し、その期間が3年を経過したときを基準とする。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致 原案可決

□議案第93号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算(第3号)

○高岸環境部総括次長(環境保全課長): <説明>

<質 疑>

●仙波委員:一般下水路整備事業の限度額3,500万円で一般下水路はどのくらい解決するのか。

○秋月環境部次長(下水道建設課長):一般下水路整備事業に関する要望の状況を説明する。本年11月末時点で、直近5カ年での要望件数は、67件である。そのうち地元調整や用地境界など問題がなく、施工可能な案件で未対応なものが、22件あり、今年度の予算で対応しているものが8件である。今回、ゼロ市債の3,500万円の限度額の中で予定しているものが、要望の案件では2件である。最終的には今年対応した8件とゼロ市債の2件のうち、2件が来年度以降も継続対応する案件で、施工可能な要望の残件数は14件ということになる。

*後刻一括採決

休憩 午前10時23分 再開 午前10時24分

◎水道局関係

□議案第91号 新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○三沢水道局次長(水道総務課長):<説明>

- ●仙波委員: 附則第15条で工事しゅん工後を工事完成後に文言を改正するのは、何か理由があるのか。工事しゅん工後はでき上ったときに使う言葉であって無理に改正しなくてもいいのではないか。
- ○三沢水道局次長(水道総務課長): 今回の条例改正にあわせて、文言等について、他の例規の表現と合わせたものである。
- ●伊藤謙司副委員長:この条例改正によって、組織体系も変わってくるのか。
- ○三沢水道局次長(水道総務課長):環境部の公共下水道事業が公営企業法の全部適用になるので、水道局と 公共下水道の組織統合になる。
- ●伊藤謙司副委員長:組織統合になると、人員は減るのか、ふえるのか。
- ○三沢水道局次長(水道総務課長):水道局と公共下水道が統合することによって、人員の適正配置、削減は可能になると思うが、今の公共下水道については、人事は市長部局の人事課が対応しており、契約業務についても、契約課が行っている。統合されることによって、その事務を企業局の方で行わなくてはならなくなり、業務がふえる要素もある。それを水道と合わせて行うことで効率化を図ることにしているが、当面は庁舎ができ上がっておらず、平成31年度は分かれた形で、業務を開始するということもあり、現在と同じ人員で業務を行いたいと考えているが、まだ確定ではない。削減などの適正配置ができるようになるのは、平成32年度以降になるのではないかと考えている。
- ●佐々木委員:条例中の管理者は下水道局長に読みかえるのか。
- ○三沢水道局次長(水道総務課長):公営企業については、管理者を置くことになっているが、新居浜市では 管理者を置かないと規定している。管理者を置かない場合については、市長が管理者の権限を執行することに なっており、管理者は市長になる。現在の水道局も同じだが、下水道についても市長が管理者として業務を行

うことになる。

- ●佐々木委員:市長が管理者であるということは条例にあるのか。
- ○三沢水道局次長(水道総務課長):地方公営企業法第7条において、条例に定めるところにより、管理者を置かないこととすることができるという規定がある。また法第8条第2項において、管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行うと規定されているので、条例で管理者を置かないということを定めた時点で、管理者については市長がその権限を行うということになる。
- ●佐々木委員:条例の第9条に管理者は水道事業等に関し、書類を市長に提出しなければならないとあるが、 市長が書類をつくって市長に提出するということになるということか。
- ○三沢水道局次長(水道総務課長):管理者の権限を有する市長が書類をつくり、市長に提出するということになる。
- ●佐々木委員:自分でつくって、自分に出すというのは、書類の内容も市長が精査するということなのか。
- ○三沢水道局次長(水道総務課長):管理者としての市長の業務は、管理者を補佐する水道局、下水道の職員 が細かい事務を積み上げたものを管理者としての市長が執行する。書類についても管理者としての権限を有す る市長が作成したものを市長としての権限を有する市長に提出するということで、業務については分かれた形 となっている。法律の規定がそのようになっているため、それに従った事務になる。
- ●佐々木委員:通常、企業でいえば、社長が自分に書類を提出するということはなく、分かれていると思うが、 公営企業法では、こういう形ということで理解すればいいのか。
- ○三沢水道局次長(水道総務課長):その通りである。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致 原案可決

□議案第92号 新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例 の制定について

○三沢水道局次長(水道総務課長): <説明>

- ●岡崎委員:専門職大学の前期課程にあっては、修了した後とあるが、資格的には修了した者で十分確認はできるということか。
- ○三沢水道局次長(水道総務課長):専門職大学は4年制であり、4年制のうちの前期の2年間を修了した場合は、短期大学2年を卒業したのと同じ資格を授与することになっている。
- ●岡崎委員:途中であっても資格が保証されるということか。
- ○三沢水道局次長(水道総務課長):そうである。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致 原案可決

休憩 午前10時46分 再開 午前10時53分

②建設部関係

口議案第79号 市道路線の認定について

○三谷道路課長:<説明>

<質 疑>

- ●佐々木委員: 市道と認定する部分は、国と市どちらが工事を行ったのか。
- ○三谷道路課長:この側道に関しては、国がつくった道路である。
- ●伊藤謙司副委員長:終点のところに信号があったと思うが、なくなるのか。
- ○三谷道路課長: 萩生栗林線との交差点部分に元々あった信号については、今はない。現在、この路線については、国の管理で供用しており、終点付近の信号はなくなり、クランクのような形となり、この道路の起点のところに信号がついている。
- ●米谷委員:起点のところが危険であり、いつちゃんとした道になるかという話を地元から聞くが、いつ頃、 工事は終了するのか。
- ○三谷道路課長:交差点部分の工事は完成しており、供用されている。地元の方々から通りにくいという意見がある。市も立会したが、先日、国土交通省と地元の自治会の方とで、現地で意見を聞く場があった。国土交通省からは、意見を踏まえて改善について検討すると伺っている。
- ●米谷委員:ここの工事については終わっているが、仮設的な感じで、松山方面と矢印がついていたり、夜になったら、ものすごく光るものをいっぱい置いていたり、多すぎてわからないということもあるので、国の方によく伝えてほしい。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致 原案可決

□議案第85号 南小松原団地等の指定管理者の指定について

○高須賀総括次長(建築住宅課長):<説明>

- ●岡崎委員:本会議でも質疑をしたが、新居浜にある会社がいいだろうというのが方向性としてある。新居浜 市営住宅管理グループはいつできて、どういうグループなのか。
- ○高須賀総括次長(建築住宅課長):候補者になった株式会社第一ビルサービスが代表者であるが、株式会社 第一ビルサービスが公営住宅、市営住宅の指定管理を本格的に始めたのは、2005年になる。現在、本社は広島 市にある。管理状況については、今年6月4日現在、民間の管理会社が対象になるが、管理戸数が日本で第4 位となる。合わせて、西日本でいうと、管理戸数、第1位の会社である。
- ●岡崎委員:新居浜市で急につくった会社ではなく、広島市の会社が支社のようなグループをつくり対応する ということではないのか。
- ○高須賀総括次長(建築住宅課長): 新居浜市営住宅管理グループというのは、今回の指定管理において、初めて会社として構成された団体である。代表者の実績としては、現在、愛媛県の県営住宅の管理も行っている。
- ●岡崎委員:指定管理者候補者選定委員会の審査結果を見ると、第1位なので、ここに決めたということであるう。指定管理をするときに、あちこちで話を聞くのは、非常に労働条件が悪い。公契約条例をつくってはと提案している。一般質問でグラフを示したが、日本の公務員もOECDの中で賃金が最低で、職員数も最低である。それが高いとして、安くあげようとして仕事を下そうしている。ここの労働条件はどうか。
- ○高須賀総括次長(建築住宅課長): グループの労働条件を把握はしていないが、当然、関係法令、労働基準 法などに基づいて、管理されるものと認識している。指定の期間は、3年間になるが、毎年、モニタリングも 並行して行い、把握に努めたい。
- ●岡崎委員:公の役割として、労働条件を引き上げていかないと、不安定雇用がふえ、4割を超えている。ワーキングプアがふえ、公の下請け化もふえている。規定の範囲におさまるといっても範囲にも幅があり、非常に低く抑えられるということになるのではないかと思うが、今後、実態は把握するつもりか。
- ○高須賀総括次長(建築住宅課長):細かい労働条件の把握についてはなかなか難しいところもあると思うが、できる限りの範囲で管理監督をしていきたい。
- ●佐々木委員:実質的に地元の企業である白石建設工業株式会社が施設の修繕をやっていくのか。
- ○高須賀総括次長(建築住宅課長): ビル管理部門については、株式会社第一ビルサービスが行う。施設の修繕については、白石建設工業株式会社が窓口になって、市内の職人に仕事を回すような体制になる。
- ●伊藤謙司副委員長:株式会社第一ビルのホームページを見ると、近いところであれば松山支店があるが、市営住宅の一番大事なクレーム処理はどういう形にするのか。受付窓口は松山支店で行うのか。
- ○高須賀総括次長(建築住宅課長):現在、新居浜市内で、事務所となる物件を探している。予定では、7名 体制で新居浜市内に事務所を構え、クレーム処理についても常時、新居浜で事務員が対応することになる。
- ●伊藤謙司副委員長:24時間体制でクレーム対応するのか。
- ○高須賀総括次長(建築住宅課長):基本的には24時間にはならないが、電話サービスについては、365日、24時間対応ができる体制をとる。

- ●伊藤謙司副委員長:指定管理者候補者選定委員会の審査結果を見ると、わざに広島の会社にしなくてもよかったのではないかと思う。市内業者の方が有利ではないかと思うが、なぜ、広島の業者なのか。
- ○高須賀総括次長(建築住宅課長):選定委員会の審査結果であるが、当然審査会で、市外よりも市内、県外よりも県内というのはあったと思うが、審査の項目は、事務所がどこにあるかということだけではなく、複数の審査項目を総合的に判断した結果、その評価になったと思う。
- ●米谷委員: どこに誰が住んでいるという個人情報は当然会社に入るわけで、個人情報の管理はどう考えているのか。指定管理に出すことによって、職員は、何人減らせるのか。
- ○高須賀総括次長(建築住宅課長): 現在、正規、非常勤等合わせて9名体制で管理をしている。来年の4月から指定管理になるということで、非常勤2名と再任用1名を減にする予定である。来年度は6名で行い、指定管理2年目では臨時職員1名を減らして5名、3年目の最終年度は正規職員を1名減にして4名、最終的には、いままで9名でしていたものを正規職員3名までに減らすことができるであろうと考えているが、あくまで希望であり、今後、庁内の定員管理で審議をしていくことになる。もっと減らないかという意見はあるが、現実に来年度、指定管理に出しても、これまで通り、市役所に電話をかけてくる入居者もいるし、窓口に来る人もいる。これまで通り、もしかしたら、これまで以上に管理者が変わったということで、対応が必要になると思う。再任用職員の1名減を予定しているが、その人が行っている業務の一部が残ってしまう。1年間は、指定管理とこれまで新居浜市が行っていた事務の引き継ぎ作業で、1名はずっととられてしまうだろうと想定して、5名としている。目標として最終的には3名でやっていけるだろうと考えている。個人情報については、指定管理者については、市職員と同じように個人情報のすべてのものがかかり、教育もしてもらう。市の方でも継続してモニタリングを行っていく。
- ●米谷委員:定員に関して、事務事業評価をやっていると思うが、正規職員の分だけで行っているのか。
- ○高須賀総括次長(建築住宅課長):事務事業については、臨時職員も入っている。
- ●米谷委員:事務事業評価でいうと課として何人くらい減になるのか。
- ○高須賀総括次長(建築住宅課長): 最終的には、正規職員3名で対応していきたい。

<計 論>

- ●岡崎委員:住まいは大事にしないといけない。個人情報の問題で、不安なものがある。もし、問題があれば、 市職員であれば、いろいろなところにつなぐことができる。生活保護、障害、子供の問題、就労支援まで公の 立場から親身に相談にのることができる。民間に下請け化すると、労働条件が悪くなり、問題が生じてくる。 住まいの問題については、直接、公が関わることが必要であるので反対する。
- ●伊藤副委員長:住民サービスの低下にならないように、指定管理者にちゃんと指導するということお願いして、賛成する。

<採 決>

賛成多数 原案可決

□議案第93号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算(第4号)

○高須賀総括次長(建築住宅課長):<説明>

<質 疑>

なし

<討 論>

●岡崎委員:先ほどの議案で立場を明確にしたが、ほかの指定管理はいいが、市営住宅等管理委託料について は市営住宅等の指定管理に反対なので、反対する。

<採 決>

賛成多数 原案可決

閉会 午前11時31分

環境建設委員会付託案件表

| 平成3 | ∩ 年 1 | 2 1 | ∃ 1 | 7 | F |
|-----|-------|-----|-----|-----|----------|
| | 0 + 1 | ~ r | 7 I | - (| \vdash |

| ○港務局関係 |
|---|
| 議案第93号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算(第3号) |
| 第1表 歲入歲出予算補正中 |
| 歳出 第11款 災害復旧費 |
| 第2項 公共土木施設災害復旧費 ページ |
| 3目 港湾施設災害復旧費 ・・・・・・・・・・ 3・31 |
| ○環境部関係 |
| 議案第90号 新居浜市墓地条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第93号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算(第3号) |
| 第3表 債務負担行為補正 追加 |
| 一般下水路整備事業 ・・・・・・・・・・・・・・・ 6 |
| ○水道局関係 |
| 議案第91号 新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例の制定につ |
| VIT |
| 議案第92号 新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例 |
| の制定について |
| ○建設部関係 |
| 議案第79号 市道路線の認定について |
| 議案第85号 南小松原団地等の指定管理者の指定について |
| 議案第93号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算(第3号) |
| 第1表 歲入歲出予算補正中 |
| 歳出 第11款 災害復旧費 |
| 第2項 公共土木施設災害復旧費 |
| 2目 現年道路橋りょう災害復旧費 ・・・・・・・ 3・31 |
| 第3表 債務負担行為補正 追加 |
| 公園整備事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 |
| 道路整備事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 |
| 新居浜公園等管理委託料 ・・・・・・・・・・・・・ 6 |
| 市営住宅等管理委託料 ・・・・・・・・・・・・・ 6 |